

例会の取消

2007年規定審議会において採択された制定案 07-11により、例会の取消に関する規定に「一般に認められた祝日を含む」という文言が追加されました。以下は2010年手続要覧からの抜粋であり、2013年7月1日現在も記述内容に変更はありません。

第6条 会合

第1節 - 例会

(c) 取消。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

日本国内のクラブについては、以下のように補足させていただきます。

- 1) 1年に4回を上限として任意で例会を取りやめることができる。
- 2) 国民の祝日（＝カレンダー上赤くなっている日）と例会日が重なる場合、この例会を1)の回数制限とは別に休会とすることができる。
- 3) 12月31日～1月3日の期間に例会日が重なる場合、この例会を1)の回数制限とは別に休会とすることができる。
- 4) 一般的なお盆休みの期間中、任意の例会1回を1)の回数制限とは別に休会とすることができる。ここで言うお盆休みの期間は地域毎の風習に準ずる。
- 5) 理由の如何に因らず、例会取りやめは3回連続までは認められるが、4回連続以上は認められない。